

旧大淀西部幼稚園跡地利活用事業

土地定期賃貸借契約に係る合意書（案）

大淀町（以下「町」という。）と●●（以下「事業者」という。）は、本書末尾所定の日付で、町を賃貸人、事業者を賃借人とする、借地借家法（平成3年法律第90号）（以下「法」という。）第23条第2項に規定する事業用定期借地権の設定を目的とする土地定期賃貸借契約に係る合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

（公正証書による契約）

第1条 町及び事業者は、本合意書締結後、遅滞なく、公証役場において、公正証書により、別紙に定める内容に基づく事業用定期借地権の設定を目的とする土地定期賃貸借契約を締結する。

2 町及び事業者は、公証人の指示による場合その他公正証書作成において必要となる場合、別紙における各条項の文言につき、内容の変更にわたらない範囲で適宜調整するものとする。

（誠実協議）

第2条 本合意書に定めるもののほか、町及び事業者は、関係法令の定めるところに従うものとし、本合意書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本合意書に関し疑義が生じた場合は、その都度、町及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

本合意書の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

町 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地  
大淀町長 辻本眞宏

事業者

所在地  
商号  
代表者氏名

別紙

【土地定期賃貸借契約書（案）を添付】